移住家族支援事業・まちなか居住支援事業

# 住宅取得を補助します

市内で住宅を取得する子育て世帯など、一定条件を満たした人を対象に、住宅取得費の一部を補助します。

市ホームページ▲

**●受付開始日**　4月1日㈫　※予算に達し次第キャンセル待ちの受付を行います。

**●補助対象者**　以下の要件をすべて満たした人

| | ❶移住家族支援事業 | ❷まちなか居住支援事業 |
|---|---|---|
| 対象者 | 転入者<br>（賃貸住宅に移り住み**3年**以内の世帯含む） | 市民<br>（申請時の年齢が満 50 歳未満の人） |
| 対象住宅 | 建築場所が市内であること | 建築場所が「燕市立地適正化計画」で設定している「居住誘導区域」内であること |
| 共通要件<br>※全て満たす人 | ●補助対象住宅（昭和 56 年6月1日以降に建築）を新築または購入するため、金融機関などとの借入契約（償還期間 10 年以上）を締結し、当該住宅に 2 人以上で居住する人<br>●市税等を滞納していない人<br>●新築の場合は、計画認定申請時点において基礎工事に着手していない人および補助金交付申請書を年度内に提出できる人<br>●購入の場合は、計画認定申請時点において契約していない人 | |

**●補助金額**　転入者は最大 110 万円、市民は最大 35 万円が上限です。基本額・条件に応じた加算額など、詳細は市ホームページをご確認ください。

**●申請方法**　申請書を都市計画課 都市計画係までお持ちください。※郵送不可

**●その他**　住宅ローン「フラット 35」を利用し住宅を取得する場合、金利の優遇を受けることができます。

**●事前相談・問合せ**　都市計画課 都市計画係☎ 77・8263

# 下水道の供用を開始した区域をお知らせします

下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

3月 31 日から、下記の区域で下水道が使用できるようになりました。下水道が使えるようになった区域の人は、お早めに下水道への接続をお願いします。

| | |
|---|---|
| 燕地区 | 南五丁目、南六丁目、秋葉町四丁目、水道町四丁目、寺郷屋、小高、佐渡、西燕町、八王寺、大曲の各一部 |
| 吉田地区 | 吉田西太田、吉田鴻巣、吉田中町、吉田大保町、吉田旭町一丁目、吉田旭町三丁目の各一部 |
| 分水地区 | 中諏訪、下諏訪、野中才の各一部 |

・下水道法により、公共下水道が整備されたら速やかに接続することが定められています。
　また、くみ取り式トイレを使用している場合は、3 年以内に水洗トイレに改造することが義務付けられています。
・供用開始区域図は市ホームページでご確認ください。

**■供用開始日から 1 年以内に接続すると、下水道使用料が 1 年間無料になります。（新築は対象外）**
**■市内の金融機関から、低利な排水設備資金の貸付を受けられる制度があります。（新築と集合住宅は対象外）**

**●問合せ**　下水道課 計画管理係☎ 77・8291



# 住宅・建築関連の補助金をご活用ください

**●申請期間**　4月1日㈫～8月29日㈮

**○アスベスト含有調査費の補助**

**対象者**　市内に「アスベストが吹き付けられていると想定される建築物」を有している市税の滞納がない法人および個人
**補助額**　対象調査費の全額（消費税を除く）※ただし 1 検体の場合上限は 15 万円、複数検体の場合 1 棟上限は 25 万円
**予定件数**　2 棟分

**○木造住宅の耐震化に関する費用の補助**

昭和 56 年以前に市内で建築された 1 戸建ての木造住宅を対象に、耐震化に係る工事費の一部を補助します。
**対象者**　住宅の所有者またはその親族（3 親等以内）で市税の滞納がない個人

| 対象工事 | 補助額 | 補助額（上乗せ） | 予定件数 |
|---|---|---|---|
| **耐震改修**<br>耐震性のある住宅に改修 | 工事費の 5 分の 4<br>（上限 140 万円） | ・省エネ設計加算…設計費の 3 分の 2（上限 20 万円）<br>・省エネ改修加算…工事費の 23%（上限：省エネ基準 40 万円、ZEH（ゼッチ）水準 60 万円） | 3 件 |
| **部分耐震改修**<br>高齢者等住宅を段階的に耐震改修 | 工事費の 5 分の 4<br>（1 回目上限：60 万円、2 回目上限：80 万円） | | 1 件 |
| **耐震建替**<br>対象住宅を除却し、同敷地に戸建て住宅を建設 | 工事費の 5 分の 4<br>（上限 110 万円） | ・省エネ化加算…工事費の 23%（上限：省エネ基準 40 万円、ZEH 水準 60 万円） | 10 件 |
| **住替除却**<br>市内の別敷地に新築する住宅または耐震性のある既存住宅へ住替えするために、対象住宅を除却 | 工事費の 23%<br>（上限 50 万円） | | 5 件 |
| **耐震シェルターなど**<br>高齢者等住宅の 1 階部分に耐震シェルター、耐震ベッド、耐震テーブルを設置 | 工事費の 2 分の 1<br>（上限 30 万円） | | 2 件 |
| **感震ブレーカー**<br>対象住宅に感震ブレーカーを設置 | 工事費の 5 分の 4<br>（上限 5 万円） | | 6 件 |

**その他**　市内の事業者、または「新潟県木造住宅耐震改修事業者リスト」に掲載された事業者に発注する場合、代理受領制度を利用することができます。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

**○木造住宅の耐震診断に関する費用の補助**

昭和 56 年以前に市内で建築された 1 戸建ての木造住宅を対象に、耐震診断費を全額補助します。
**対象者**　住宅の所有者または所有者の親族（3 親等以内）で市税の滞納がない個人
**補助額**　全額補助
**予定件数**　20 件

市ホームページ▲

**●問合せ**　営繕建築課 建築指導チーム☎ 77・8282

# 磨き屋一番館の技能研修生を募集します

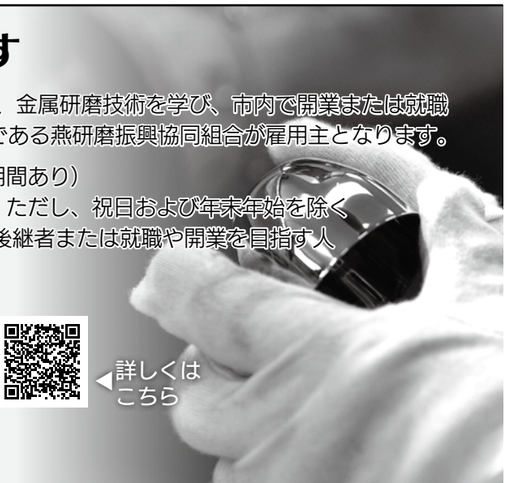

金属研磨技術（バフ研磨）の技能研修生を募集します。研修期間中は、金属研磨技術を学び、市内で開業または就職を目指す研修生を支援するため、給付金を支給します。なお、事業委託先である燕研磨振興協同組合が雇用主となります。

**■研修期間**：採用の日から令和 10 年 3 月 31 日㈮まで（3 カ月の試用期間あり）
**■研修日時**：毎週月曜日～金曜日（原則、8 時 30 分～午後 5 時 45 分）ただし、祝日および年末年始を除く
**■応募資格**：金属研磨技術の取得に興味と関心がある人／金属研磨業の後継者または就職や開業を目指す人
　採用時の年齢がおおむね 45 歳位まで
**■採用予定人数**：3 人程度
**■選考方法**：面接（予定）
**■申込み**：5 月 30 日㈮　※郵送での申し込みは当日必着
**■問合せ**：商工振興課 産業支援係 ☎ 77・8231

詳しくはこちら